

川越市立美術館条例施行規則の一部改正（案）の概要について

平成29年11月

文化スポーツ部美術館

1 改正の趣旨

川越市立美術館の年末年始及び特別整理期間の休館日、その他所要の規定の整備を行うため、川越市立美術館条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

2 主な内容

- (1) 美術館の年末年始の休館日は、開館当初から12月28日から1月4日までとなっていますが、観光客の増加に伴い、美術館を観覧する観光客及び市民が増えることが見込まれることから、年末年始の休館日を12月29日から1月3日までにしようとするものです。
- (2) 現行の特別整理期間は、毎年度8日以内（第2条第3号）ですが、実態として燻蒸、メンテナンス及び常設展展示替作業に10日を要しています。このため、不足する2日については、特別決裁で対応しているところですが、実態に合わせて市民にわかりやすく周知できるよう特別整理期間を8日以内から10日以内にしようとするものです。
- (3) 上記の改正に伴い、その他所要の規定の整備をしようとするものです。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行しようとするものです。